

## 旅行業者等死亡の届出について

### 1 旅行業者等死亡の届出について（旅行業法第15条第3項）

個人営業の旅行業者等が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知った日から30日以内に、その旨を届け出なければなりません。

この届出は、旅行業者等死亡届出書に被相続人が死亡した旨及び届出者が被相続人の相続人である旨が分かる書類（戸籍の事項証明書等）を添付して千葉県知事（県担当課）に提出することで行います。（郵送可）

### 2 届出において使用する様式について

この届出には旅行業者等死亡届出書を使用してください。